

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
前文	1 第2期中期目標期間の総括	(1) 京都市立病院(以下「市立病院」という。)及び京都市立京北病院(以下「京北病院」という。)は、平成23年4月に地方独立行政法人化され、医師・看護師等の人材確保や高度な医療の提供に必要とされる設備・機器の導入等を積極的に行うなど、人事や財務運営の面において迅速性・柔軟性・効率性を高め、独法化の効果をいかすことで、市民のいのちと健康を守る自治体病院としての使命を果たせるよう取り組んできた。	
		(2) 第2期中期目標期間において、市立病院では、第1期中期目標期間中に整備された組織基盤と医療機能を活用し、手術支援ロボット「ダヴィンチ」を用いた腹腔鏡下胃切除術の先進医療認定、ゴールデンウイークや年末年始等の長期休暇期間の一部開院(外来化学療法、放射線治療等)や診療時間の拡大など、より多くの患者ニーズに応える取組を進めた。さらに、手術前から手術後までの周術期の医療の質向上を図るため、「周術期統括部」を設置し、患者の状態に応じて多職種で連携する切れ目のない医療に取り組んでいる。	
		(3) 京北病院では、在宅療養支援病院の施設認定取得や地域包括ケア病床の開設、市立病院医師派遣による皮膚科等の専門診療科の開設、積極的な訪問診療・訪問看護の提供など、地域の患者のニーズに応える取組を進めた。	
		(4) 法人の一体的運営の推進に向けては、総合情報システムの更新による市立病院と京北病院の情報ネットワークの一体化や両病院を結ぶ患者送迎便の運行、両病院間での人事異動などに取り組んだ。	
	2 京都府における医療を取り巻く情勢	京都府では、団塊の世代が後期高齢者となり超高齢社会を迎える2025年(平成37年)における、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想を含めた京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)が策定され、構想区域ごとにおける居宅・介護施設等で提供される医療の必要量の推計値や病院・診療所の医療需要に対する提供体制の目標値、地域包括ケアシステムの推進などの主な取組が示されている。	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「法人」という。)は、京都市長から指示された中期目標を達成するため、以下のとおり第3期中期計画を定める。</p> <p>国における2025年(平成37年)を見据えた医療制度改革等を踏まえ、また、高齢化や人口減少等の環境変化を的確にとらえて、京都市立病院機構理念の下、自治体病院として、患者サービスの向上や地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に寄与し、質の高い医療を地域全体で提供できるよう、地域医療機関等との連携を強化し、医療機能の分化・連携等を進め、独法化後に構築した組織や設備等の経営資源を最大限に活用することで、地方独立行政法人の特徴である迅速性、柔軟性及び効率性を最大限に発揮し、持続可能な経営基盤を確立する。</p> <p>(京都市立病院機構理念) 京都市立病院機構は</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民のいのちと健康を守ります ○ 患者中心の最適な医療を提供します ○ 地域と一緒にして健康長寿のまちづくりに貢献します
	3 第3期中期目標策定の方針	(1) 地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「機構」という。)の理念の下、第2期中期目標期間中に積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療が提供されるよう、第3期中期目標を定める。	
		(2) 市立病院においては、救急医療、感染症医療、災害対策等の政策医療をはじめ、地方独立行政法人化以後整備し、充実した医療機能を活用し、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすとともに、急性期治療から在宅医療につなげるために、在宅医療等を担う地域の医療機関等との連携を強化する。	
		(3) 京北病院においては、市立病院との一体的運営の下に、在宅医療機能を発揮するなど、引き続き、地域に根差した医療機関としての役割を果たすとともに、京北病院の機能強化の検討を行う。	
		(4) 機構においては、医療を取り巻く情勢などの外部環境の変化を踏まえ、内部統制機能を発揮し、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靭な病院運営を行うことで、第3期中期目標に掲げる取組を着実に実行するとともに、診療報酬改定等の環境の変化に対応し、着実な収益性の向上、持続可能な経営の確保に取り組む。	

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
第1 中期目標の期間		目標の期間は、2019年(平成31年)4月1日～2023年(平成35年)3月31日の4年間とする。	中期計画の期間は、2019年(平成31年)4月1日～2023年(平成35年)3月31日の4年間とする。
第2 機構が果たす役割に関する事項	1 市立病院が担う役割	政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を適切に担い、地域における他の医療施設等との役割分担及び連携・協力体制の構築を図ること。	京都市立病院(以下「市立病院」という。)は、独法化以降整備し、充実した医療機能を活かし、政策医療分野や高度急性期医療分野に、人材や施設・設備等の経営資源をこれまで以上に重点配分することにより、地域の中核となる基幹的医療機関の役割を果たすとともに、地域の医療機関との連携を強化する。
	2 京北病院が担う役割	京北地域における唯一の病院として、診療体制の確保に努め、救急医療をはじめ、回復期や慢性期、在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行うこと。 また、法人の一体的運営の下、地域包括ケアの拠点として地域の住民の健康を支えていくこと。	京都市立京北病院(以下「京北病院」という。)は、市立病院との一体的運営を進め、入院診療から在宅医療まで、地域に根差した医療・介護を提供する。
	3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進	(1) 市立病院は、地域のかかりつけ医に対し、適切に情報を提供することにより、信頼感を高め、地域のかかりつけ医からの紹介患者を中心とした診療体制を推進すること。 回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クーリティカルパスの適用拡大、転院及び退院の調整、在宅復帰への支援等を積極的にを行い、患者を中心とした地域包括ケアシステムの円滑な運用に貢献すること。 (2) 京北病院は、地域のニーズを的確に把握し、入院、在宅、介護サービスまで幅広く提供することができる病院としての役割を果たすとともに、地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの構築に寄与すること。	(1) 市立病院は、病病・病診連携を進めるとともに、「地域医療フォーラム」や地域医師会等の会合等を通じて、当院の医師と地域の医師が顔の見える関係を構築し、地域からの紹介患者を受け入れる診療体制を一層推進する。 また、かかりつけ医や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者等の在宅医療・介護を担う関係者との事例検討会や研修会を積極的に実施し、地域の医療・保健・福祉機関との連携を推進する。 (2) 京北病院は、関係機関との連携に努め、地域のニーズを的確に把握し、地域包括ケアの拠点施設としての役割を的確に果たすことにより、医療・保健・福祉サービスを総合的に提供できる京北地域のネットワークの構築に寄与する。
第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	1 市立病院が提供するサービス	(1) 感染症医療【政策医療】 既存の感染症のみならず、新たな感染症についても、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。	(1) 感染症医療【政策医療】 感染症患者を迅速に受け入れるとともに、新型感染症発生への備えや抗菌薬の適正使用などにおいて、院内外の感染管理活動を推進することにより、第二種感染症指定医療機関として地域の先導的かつ中核的な役割を果たす。
		(2) 大規模災害・事故対策【政策医療】 地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、役割を果たすこと。 また、整備した救急・災害医療支援センターの機能を活用し、消防局等の救急・防災に関する機関との連携を強化すること。	(2) 大規模災害・事故対策【政策医療】 地域災害拠点病院として、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実や災害備蓄品等を整備し、災害マニュアルやBCP等に基づいた訓練を継続的に実施するなど、大規模な災害や事故の発生に備えるとともに、救急・災害医療支援センターを活用し、消防局等関連機関との連携を強化する。災害発生時には、他の災害拠点病院等と連携し、京都市地域防災計画に従い、的確な対応を行う。

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	1 市立病院が提供するサービス	(3) 救急医療【政策医療】 ア 関係医療機関等との役割分担及び連携を踏まえ、入院医療を必要とする重症患者を中心に、より積極的に救急搬送を受け入れ、救急搬送応需率を向上させること。	(3) 救急医療【政策医療】 ア 幅広い疾患に対応できる総合診療専門医を育成するとともに、重症患者へより迅速に手術・集中治療が行なえる体制を確保するなど院内体制を強化し、重症患者を中心に救急患者を積極的に受け入れる。
		イ 小児救急医療については、初期救急医療を担う京都市急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積極的に受け入れること。	イ 地域の小児科医と協働するとともに、京都市急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院と連携し、地域の小児救急医療の砦として、積極的に小児患者を受け入れる。
		(4) 周産期医療【政策医療】 周産期医療2次病院として、ハイリスク分娩、母体搬送及び新生児搬送の受入れに対応するため、NICU(新生児集中治療室)等の適切な運用を図ること。	(4) 周産期医療【政策医療】 周産期医療2次病院として、NICU(新生児集中治療室)の運用や新生児専門ケアを実践できる人材を確保・育成し、ハイリスク分娩、母体搬送、新生児搬送の受入れ及び低出生体重児への対応など幅広い周産期医療を提供する。
		(5) 高度専門医療 ア 地域医療連携の推進 地域のかかりつけ医との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。 また、超高齢社会の到来や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化等を踏まえ、合併症等の総合的な診療が必要な患者への対応など、地域の医療機関を積極的に支援することにより、「地域医療支援病院」として地域の医療水準の向上に寄与すること。	(5) 高度専門医療 ア 地域医療連携の推進 高度な急性期医療の提供と紹介・逆紹介の更なる推進により地域のかかりつけ医との役割分担を進め、様々な合併症で総合的な診療が必要な患者や重症患者など、地域の医療機関での対応が困難な患者を受け入れるとともに、病状の安定した患者の逆紹介を推進する。 また、地域の医療従事者向けの研修や症例検討会などの積極的な開催・支援、合同カンファレンスや「地域医療フォーラム」の開催等を通じて、地域の医療水準の向上に貢献する。
		イ がん医療の充実 がん診療連携拠点病院等との連携を基に、がん患者の遺伝子情報を調べて治療にいかす、がんゲノム医療や外科的手術・放射線治療・化学療法等を組み合わせた集学的治療、成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、輸血療法、緩和ケアの充実など、幅広いがん治療の提供体制を確保すること。 「周術期統括部」の機能を十分に発揮し、がん診療の充実と質の向上を目指すこと。 がんと診断されたときからの緩和ケアや、患者及びその家族に対する相談支援を積極的に行うこと。また、がんの予防や早期発見に向けて、京都市のがん予防の取組に積極的に協力すること。	イ がん医療の充実 高度医療機器(PET-CT、リニアック、ダヴィンチ等)の活用や多職種の積極的介入により手術・放射線治療・化学療法など集学的治療を提供する。 また、がんゲノム医療や成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、「周術期統括部」の効果的な運用、緩和ケアの更なる推進等により、がん診療の一層の充実と質の向上に努める。 がん患者とその家族が可能な限り質の高い治療・療養生活を送ることができるよう、多職種が積極的に関与し、心理面も含めたサポートや意思決定支援、就労支援等を実施する。 がん予防や早期発見に向けては、京都市のがん予防の取組への協力やがん検診を充実させる。

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	1 市立病院が提供するサービス	ウ 生活習慣病への対応 (ア) 心臓・血管病センター及び脳卒中センターの機能発揮 心臓、脳、腎臓など、血管病変が主な原因となる疾患に関連する診療科が、生活習慣病の予防から診断、治療まで有機的に連携し、対応すること。	ウ 生活習慣病への対応 (ア) 心臓・血管病センター及び脳卒中センターの機能発揮 心血管疾患は心臓・血管病センター、脳血管疾患は脳卒中センターが中心となり、関連部署が連携して、慢性疾患の重症化予防、QOL向上などに取り組むとともに、迅速で最適な治療を提供する。
		(イ) 糖尿病治療 食事・運動療法、薬物療法により、網膜、腎臓等の合併症を予防し、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。	(イ) 糖尿病治療 関連診療科との連携により、合併症予防を含む総合的な生活習慣病予防や治療を行う。 また、糖尿病教室等を開催し、地域に対する生活習慣病予防に係る啓発活動を積極的に行う。
		エ 適切なリハビリテーションの実施 可能な限り早期から急性期リハビリテーションを開始することで、患者の回復の促進や合併症の予防を図り、早期の回復期リハビリテーションへの引継ぎや社会復帰に努めること。	エ 適切なリハビリテーションの実施 患者のADL向上や合併症の予防に向け、早期からの集中的な急性期リハビリテーションの提供を行うとともに、回復期、在宅リハビリテーションを担う機関との連携を推進する。
		(6) 健康長寿のまちづくりへの貢献 ア 地域包括ケアの推進 地域ケア会議や出前講座等の機会を通じて、地域の関係機関との連携を強化するとともに、地域包括ケアにおける在宅医療の推進に向けて、積極的に支援を行うこと。	(6) 健康長寿のまちづくりへの貢献 ア 地域包括ケアの推進 地域の診療所、かかりつけ医から回復期、慢性期の医療機関、在宅リハビリテーション、介護サービスまで、積極的に関係機関との連携を行い、地域全体で切れ目がない医療が提供できるよう、急性期病院としての役割を果たし、地域全体での医療水準の向上に貢献する。
		イ 認知症対応力の向上 高齢化に伴う認知症の増加に対応するため、全職員が認知症対応力を向上させるとともに、地域と連携して社会的要請に応えていけるよう取組を進めること。	イ 認知症対応力の向上 全職員の認知症対応力の向上を図り、認知症ケアチームを中心に、認知症を発症・悪化させることなく安心して急性期治療を受けられる体制を整えるとともに、地域の関係機関と連携し、早期に地域での暮らしに戻れるよう、支援する。
		ウ 健診センター事業として人間ドック及び特定保健指導を積極的に行うこと。	ウ 健診センターにおいては、4疾病(がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病)の予防を中心として、多様なドックメニューーやオプション検査、特定健診等を積極的に提供し、より多くの市民の健康増進に貢献する。
		エ 健康教室の開催、患者会の支援等による市民への啓発の取組を進めること。	エ 健康教室や出前講座など市民公開講座の実施や、患者会への積極的な支援により、地域住民や患者のフレイルや認知症の進行を抑制し、市民の健康づくりを推進するとともに、今後の治療や療養について、患者、家族、医療従事者があらかじめ話し合うACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及に努める。
	2 京北病院が提供するサービス	(1) 市立病院と京北病院の一体運営 市立病院との人事交流を推進することにより、診療体制を強固なものとし、また、双方の病院の長所を取り入れ、より良い患者サービスの提供に努めること。	(1) 市立病院と京北病院の一体運営 市立病院の医師や看護師、医療技術職等の派遣や人事異動を適切に行い、双方の病院の長所を業務上に反映させるなど、更なる患者サービスの向上を図る。

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	2 京北病院が提供するサービス	(2) 地域包括ケアの推進 ア 京北地域における地域包括ケアの拠点として、地域包括支援センターその他の関係機関との密な連携を基に、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅における医療を提供するとともに、地元ニーズと現状を常に的確に把握し、必要に応じて運営状況を見直し、地域の実情に寄り添った医療の提供を行うこと。【へき地医療 政策医療】	(2) 地域包括ケアの推進 ア 京北住民の医療・介護ニーズに適切に応えるため、地域包括支援センターをはじめ、京北地域で医療・保健・福祉サービスを提供する関連機関や施設との密な連携を行い、入院診療、外来診療、訪問診療、通所リハビリテーション、診療所等の医療を提供する。 医療・介護の提供や、関連施設との密な連携を通じて、地元ニーズと現状を常に的確に把握し、地域の実情に寄り添った運営に努める。
		イ 総合診療専門医の確保及び育成を目指すこと。	イ 地域医療の担い手として、幅広い領域の疾病等に対して適切な初期対応と継続診療を全人的に提供できる総合診療専門医の確保・育成に向けて取り組む。
		ウ できる限り住み慣れた地域や住まいでの自立した生活が送れるよう支援していく施設介護サービス及び居宅介護サービスを提供すること。	ウ 居宅介護支援事業所によるマネジメントの下、施設介護サービスから、訪問看護及び通所リハビリテーション等による居宅介護サービスに至るまで、幅広く提供する。
		(3) 救急医療【政策医療】 京北地域における唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市立病院をはじめとする急性期医療機関と連携すること。	(3) 救急医療【政策医療】 京北地域における唯一の救急告示病院として、初期救急医療を提供する役割を的確に果たす。 高度医療を必要とする患者については、市立病院をはじめ、急性期医療機関との連携を図り、適切な対応を行う。
第4 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	1 チーム医療、多職種連携の推進	必要な医療専門職を確保するとともに、各医療専門職が最大限の専門性を発揮し、迅速かつ高度なチーム医療を推進すること。	入院前から各医療専門職が連携し、安心して入院治療を行える環境を整えるとともに、退院を見据えた診療計画の下、地域の医療・介護を担う関係者とカンファレンス等を行うなど、迅速かつ高度なチーム医療を推進する。
	2 安全・安心な医療の提供に関する事項	(1) 医療安全に係る組織やマニュアルを不斷に見直し、職員に対して効果的な教育を実施することにより医療安全体制を強化すること。	(1) 医療安全に係る組織やマニュアルの整備による医療安全体制の強化、職員研修の更なる充実を図る。
		(2) 問題症例の検討や院内事故調査委員会の機能強化を図り、事故の再発防止に取り組むこと。	(2) 医療安全レポートの迅速な提出を徹底するとともに、インシデント・アクシデントを分析し、統計に基づく適切な予防・対策により、事故の再発防止に取り組む。 また、重大事例については、外部委員を含む医療事故調査委員会において適切に対応する。
	3 医療の質、サービスの質の向上に関する事項	(1) 医療の質の向上に関する事 ア 評価指標の活用や第三者機関の評価を受けることにより、医療の質の向上に努めること。 イ 高度かつ標準的な医療を提供することができるよう、医療専門職の知識・技術の向上を図り、必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。 (2) 患者サービスの向上に関する事 ア 患者満足度を客観的に把握したうえで、病院内外における継続的な改善策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。	(1) 医療の質の向上に関する事 ア 医療の質に関する客観的な指標や外部評価機関の評価を分析、課題を抽出し、継続的な医療の質向上の取組を推進する。 イ 医療専門職の更なる能力向上に努め、その知識や技術を結集し、積極的に取り入れることで、高度かつ標準的な医療を提供する。また、医療機器については、整備・更新計画を策定し、費用対効果や稼働目標・実績等の検証を行うことで、効果的な運用を図る。 (2) 患者サービスの向上に関する事 ア 入院支援センターの機能を強化し、入院前から退院後まで継続した診療・ケアを受けられるようサポートする患者支援センターを新たに設置する。 ご意見箱等に寄せられる声から、課題を抽出し、病院全体となって継続的な改善活動に取り組む。 職員の接遇についても、全職員の接遇・対応力の更なる向上に努める。

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
		イ 市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービスの向上に努めること。	イ ボランティア登録者数の増加や、活動領域の拡大を図るとともに、市民モニターの市民目線による評価等を通じて、サービスの充実に努める。
	4 適切な患者負担の設定	誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定めること。	誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定め、運用する。
第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実	(1) 迅速かつ的確な組織運営 地方独立行政法人の利点をいかして、理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定と組織的な業務運営を図ること。	(1) 迅速かつ的確な組織運営 理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定の下、全職員が法人の理念やビジョン、戦略を理解し、組織的な業務運営に取り組む。
		(2) 情報通信技術(ICT)の活用 電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムをはじめ、情報通信技術(ICT)の積極的な活用により、効率的かつ効果的な運用に努めること。	(2) 情報通信技術(ICT)の活用 ICTの積極的な活用により、患者サービスの向上や医療の質向上、業務効率の向上に努める。
	2 優秀な人材の確保・育成に関する事項	(1) 医療専門職の確保 医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療従事者を確保すること。	(1) 医療専門職の確保 法人の役割及び医療機能を最大限発揮するため、事業進捗に合わせ、人材の確保に努めるとともに、教育研修センターの機能発揮により、職員の育成、定着を図る。
		(2) 人材育成・人事評価 ア 人材育成 医療、介護等に関する倫理観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成に努めること。	(2) 人材育成・人事評価 ア 人材育成 法人理念を実践する使命感を持ち、倫理観や専門性、協調性を備えた職員を育成する。 全ての職員が必要な技能や知識を習得できるよう、教育研修センターを中心に、法人理念を実践できる職員を計画的に育成する。 専門性向上のための学会・研修会等への参加や専門資格の取得を促進する。
		イ 人事評価 職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用を図ること。	イ 人事評価 組織、職員の業績や、医療の質向上への貢献等が評価され報われる人事評価制度により、業務内容や評価に応じた待遇の検討などを行い、職員の業務に対する意欲の向上や組織の活性化を図る。
		(3) 職員満足度の向上 職員のワークライフバランスを確保するとともに、職員が誇りや働きがいを持って職責を果たすことができるよう、職員の働きやすい環境を整備すること。	(3) 職員満足度の向上 法人の理念の下、法人や組織の目標を成し遂げる組織力の醸成や職員の人材育成を行い、人事評価を適切に実施するとともに、職員のワークライフバランス及び労働安全衛生に係る取組の充実を図り、職員満足度の向上につなげる。
		(4) 働き方改革への対応 生産性の向上や意欲・能力を存分に発揮できる環境の整備に努めること。	(4) 働き方改革への対応 生産性の向上を図るとともに、意欲・能力を存分に発揮できる環境の整備に努め、患者サービスの向上や医療の質向上、業務効率の向上に努める。
	3 給与制度の構築	職員の人事評価や法人の業務実績等に応じた給与制度を構築するとともに、職員給与は、常に社会情勢に適合したものとすること。	人事評価制度や法人の業務実績等を反映し、職員の努力が報われ組織全体の意欲の喚起につながるとともに、社会情勢に適合した独自の給与制度を構築する。

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	4 コンプライアンスの確保	研修の実施等により職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックなどによりコンプライアンスの確保を図ること。	法人の理念、病院憲章、倫理方針及び医療法その他の関係法令等の遵守について職員研修を充実し、職員の意識を向上させるとともに、日々の業務を通じて規程・基準の点検・改善を行うことにより、組織全体のコンプライアンスの定着を図る。 また、情報公開を推進するとともに、監事及び会計監査人等法人内外のチェック機能を活用した取組を推進する。
	5 個人情報の保護	職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。	法人の個人情報保護方針及びその他の関係法令等を遵守し、個人情報の保護を図る。また、研修の充実、個人情報管理の取組を推進することにより、組織全体の個人情報保護意識の徹底を図る。
	6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供	(1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。 (2) 医療の質や経営に関する指標について、正確で分かりやすい情報を提供すること。	(1) 広報誌やホームページ等の各種広報媒体を充実させ、病院の特色や取組内容等を市民の目線に立った分かりやすい情報発信に努める。 また、地域の関係医療機関への訪問活動や市民を対象とした出前講座等の積極的な健康教育などの充実により、地域に対して積極的に情報発信する。 (2) 医療の質や経営に関する指標について、分かりやすい情報発信を行う。
	7 外国人対応の充実	「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」への選定など、外国人受診者への対応を充実・強化し、受入体制を充実すること。	外国人受診者への対応を充実・強化し、受入体制を充実する。
	8 2025年を見据えた病床機能の再構築への対応	団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けて、京都府地域包括ケア構想により定められた医療提供体制の将来の目指すべき姿を考慮し、機構としてのあるべき姿を早急に検討すること。	医療制度改革等の動向や、地域医療構想調整会議の議論の状況を踏まえ、あらゆる選択肢を視野に入れ、自治体病院としての在り方を検討し、しなやかで強靭な病院運営を行う。

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
第6 財務内容の改善に関する事項	1 経営機能の強化	診療報酬の改定や医療環境の変化に対し、的確かつ迅速に対応できる体制を構築すること。	医療制度改革や地域医療ビジョンを踏まえ、患者動向、内部環境、外部環境等について、迅速に情報を収集、分析し、共有することで、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応する。
	2 収益的収支の向上	(1) 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保、未収金の発生防止に努め、収益確保を図ること。また、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進など費用の効率化を図ること。 (2) 自治体病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、一般会計からの運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識したうえで、適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること。	(1) 各指標の動向を注視し、効率的・効果的な病床運営により、医業収益の向上を図る。また、未収金対策を徹底、適正な人員配置による人件費比率の目標管理、診療材料費の節減、後発医薬品の更なる使用促進等を図ることにより、費用の効率化により、安定的な経営を目指す。 また、部門別収支の管理・分析に努め、的確な経営分析に努めるなど、健全な収支構造の確保を図る。 市立病院については単年度黒字を維持し、京北病院については単年度黒字化を目指す。 (2) 政策医療を着実に実施する一方、それらに係る経費の節減にも努め、運営費交付金については、地方独立行政法人法の趣旨に基づき適切な金額を受け入れる。
	3 経営改善の実施	計画的な資金管理及び調達を行うとともに、安定した病院運営を確保するため、長期的な視点で、収益力向上や経費削減、資産の有効活用などの経営改善を着実に実施すること。	計画的な設備投資、人員配置等を行い、法人が持つうる力を最大限発揮し、両病院が担う役割を的確に果たすとともに、経費削減や資産の有効活用などの経営改善策を着実に実施する。

第3期中期目標			第3期中期計画 案
大分類	中分類	小分類	
第7 その他業務運営に関する重要事項	1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用	(1) 事業を受託した株式会社SPC京都の総合的なマネジメントを活用して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ること。	(1) 株式会社SPC京都(以下「SPC」という。)とのパートナーシップを一層深め、綿密な情報共有等により法人とSPCによる一体的な業務運営を図ることで、折り返しを迎えるPFI事業のさらなる充実・深化を目指し、効率的な病院運営及び患者サービスの向上に努める。
		(2) 長期包括的に委託した事業形態を、常に変化し続ける医療環境や医療ニーズに適合するように協議検討し、安定した病院経営を目指すこと。	(2) SPCによる自己点検と法人によるモニタリングの両輪により、また、法人とSPCが十分な情報共有を図ることで、短期的及び長期的観点から、実施事業の的確な点検と評価、必要な改善行動に取り組む。
	2 関係機関との連携	(1) 3施設一体化整備事業(京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター)との連携等、本市保健福祉行政の実施に協力すること。	(1) 医療・保健・福祉制度等の多様な相談に的確に対応し、市民の健康を守り支える役割を担う京都市との連携を図るほか、3施設(京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター)等の近隣施設とも連携を図る。 また、健康教室等を引き続き実施し、市民のニーズに応え、医療職が共働して療養指導を積極的に行う。 市民の健康づくり活動を推進するとともに、京都市をはじめとした関係機関と連携を図り、認知症や虐待、自殺予防等の社会・医療問題に適切に対応する。
		(2) 健康危機事案、地域保健の推進、救急搬送を担う京都市等の公的機関との連携を図ること。	(2) 市民の健康を脅かす事案発生時には、京都市等の関係機関と連携を図り迅速かつ的確に対応することで、市内において中核的な役割を担う。 地域保健の推進に当たっては、国の政策や京都府保健医療計画、地域医療ビジョンを踏まえ京都市と連携し、迅速かつ柔軟な病院運営を行う。 京都市消防局との連携を強化し、迅速な情報共有を行い、救急搬送患者を受入れ環境を整える。 その他、法人のみでは対応が困難な健康危機事案や高度な医療の提供については、大学病院その他の医療機関、京都市及び京都府との連携を図る。
		(3) 医療専門職の養成機関による教育に積極的に協力すること。また、より質の高い看護職員の育成に向けて、市内看護系大学との連携を更に進めること。	(3) 実習生の受け入れなどを通じて、医療専門職の養成機関による教育に積極的に協力することで、京都市域だけでなく、優秀な医療従事者の育成を図る。また、医療従事者の計画的な育成を図るために、実習指導者の計画的な育成を行う。 とりわけ、看護師については、市内の看護系大学とも臨床と教育の現場において連携協力し、質の高い看護師の養成に寄与する。
3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献	地球温暖化防止のために必要な措置を講じるとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。		事業系廃棄物の分別適正化と排出量減量及び省資源・省エネルギーの更なる推進を病院全体で図ることで、持続可能な発展への貢献を果たす。 温室効果ガスについては、環境マネジメントシステムを適切に運用することで、京都市地球温暖化対策条例を遵守し、排出量の抑制を図る。